

議第66号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2 京都市持続可能な行財政審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市持続可能な行財政審議会を廃止する必要があるので提案する。